

滋賀県内水面漁業振興計画の改定について

I 計画の概要

- 「内水面漁業の振興に関する法律」(平成26年法律第103号)に基づく県計画。

第10条 都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面において、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これら施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとする。

- 当法律の内水面漁業は、琵琶湖を含め、河川、湖沼、養殖池での「漁業」と「養殖業」を含む。
- 内容は、水産資源の回復、漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展、その他内水面漁業の振興に関する事項等。
- 国の基本方針に即し、滋賀県農業・水産業基本計画を上位計画とした計画。
- 現計画(30年3月策定)は、平成30年～令和2年度。次期計画期間は、令和3年度～令和7年度。

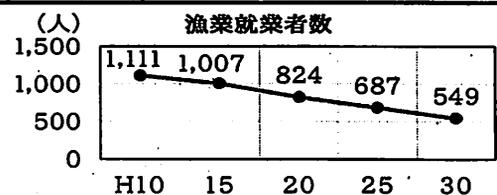
II 現計画の目標指標の評価と課題

- 新規漁業就業者の確保、外来魚生息数の抑制については着実に進展し目標達成の見込み。カワウ生息数、水ヨシ帯面積、琵琶湖の漁獲量、河川漁場を訪れる遊漁者数については達成が厳しい状況。

指標	策定時(H28)	H29	H30	R1	目標(R2)	評価(見通し)
琵琶湖漁業漁獲量(外来魚除く)(トン)	947	713	770	未公表	1,600	目標達成は厳しい状況。アユ等主要魚種の多くが横ばいまたは減少。一方でホンモロコは増加が顕著。
新規漁業就業者数(人)	0	2 (累計2)	3 (累計5)	4 (累計9)	10 (H28~R2累計)	「しがの漁業技術研修センター」の成果により目標達成の見込み。しかし漁業者全体の減少歯止めには至らず。
外来魚推定生息量(トン)	1057 (H27)	1,037 (H28)	722 (H29)	508 (H30)	600	目標達成の見込み。一方で生息量の減少にともない駆除の困難化が進んでいる。
カワウ生息数(トン)	7,767	6,607	7,462	7,261	4,000	生息状況変化による捕獲の困難化で目標達成は厳しい状況。しかし既に大幅減少に成功(H20:約38000羽)。
水ヨシ帯面積(ha)	0 (累計72.7)	1.7 (累計74.4)	1.3 (累計75.7)	1.0 (累計76.7)	累計80.1	目標達成は困難な状況ながら、造成ヨシ帯でのニゴロブナ等の当初計画を上回る産卵を確認。
河川漁場の遊漁者数(人)	33,794	26,895	26,854	17,513	47,000	遊漁者を増やすため釣り教室等を継続も、余呉湖のワカサギ遊漁者数の減少等により目標達成は厳しい状況。

III 新たに顕在化してきた課題

- 琵琶湖漁業の基幹魚種であるアユ資源の不安定化。
- 漁業者の高齢化(現役漁師の6割以上が65歳以上)と、その引退に伴う漁業衰退に対する危惧。
- 観光や料亭など特定の外出産業に大きく依存した画一的な流通の脆弱性(コロナ禍により顕在化)。
- 水産資源を持続的かつ最大に活用するため、迅速な資源解析に基づく漁獲の推進が急務。



IV 改定スケジュール

令和2年 12月	常任委員会報告(計画改定について)
令和3年 3月	常任委員会報告(計画素案について)
6月	常任委員会報告(計画原案および県民政策コメント実施について)
7月	県民政策コメントの実施
9月	常任委員会報告(計画案について)
10月	計画策定および公表

現行の「滋賀県内水面漁業振興計画」の概要

I はじめに	
1 計画策定の趣旨	
<ul style="list-style-type: none"> ●本県の漁業は琵琶湖漁業、河川漁業、養殖業に大別でき、湖魚を水産資源として供給することや自然と親しむ機会を提供する多面的機能を有し、豊かで潤いのある県民生活の形成に大きく寄与している。 ●琵琶湖および河川では水産生物の生息環境の悪化、外来魚やカワウによる食害により水産資源は大きく減少し、漁業者の減少や高齢化により湖魚の供給の機能や遊漁等の多面的機能が発揮されにくい状況にある。 ●全国的にも同傾向であり、内水面漁業の振興を図るため「内水面漁業の振興に関する法律」が制定された。 ●本計画は同法の趣旨に沿って本県漁業の課題に対応し、これらの振興を推進するために定める。 	
2 計画の期間	平成30年度から平成32年度までの3年間
II 現状と課題	
1 琵琶湖漁業 2 河川漁業 3 養殖業 4 特定外来生物やカワウによる被害 5 水産資源に係る疾病の発生	

